

ここに紹介する平成28年度の個別指導指摘事項(歯科)は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の歯科の医療機関に対する個別指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。掲載4回目。(なお、末尾の*印は2件以上を示す)

I 診療内容等に関する事項

5. 在宅医療 (続き)

(3) 歯科疾患在宅療養管理料

⑤ 診療録の管理方法の概要の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

⑥ 口腔機能管理加算において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 管理計画書の管理内容の要点の記載が画一的な例

⑦ 管理計画書に口腔内の状態の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

⑧ 口腔機能管理加算において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 管理計画書に咀嚼機能の状態、摂食・嚥下機能の状況及び構音機能の状況の評価の記載が不十分な例

(4) 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

① 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 管理計画に基づき行われた歯周基本治療又は摂食機能障害に対する訓練を含む指導管理等について、診療録の具体的な指導管理の内容の記載が不十分な例

② 算定要件を満たさない、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算を算定していたので改めること。

ア 患者又は家族に対して、迅速に歯科訪問診療が可能な歯科医師をあらかじめ指定するとともに、当該担当医名、当該担当医の連絡先電話番号、診療可能日緊急時の注意事項等について、事前に説明のうえ文書により提供していない例が認められた。(返還金事例)

6. 検査

(1) 平行測定検査(1装置につき)

① 算定要件を満たさない平行測定を算定していたので改めること。

ア 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合において、ブリッジの支台歯形成にあたり製作した模型を保存期間(3年)内に紛失していた例(返還金事例)

(2) 電気的根管長測定検査

28年度歯科

個別指導指摘事項

① 算定要件を満たさない電気的根管長測定検査を算定していたので改めること。(以下ア、イ返還金事例)

ア 診療録に検査結果を記載していない例

イ 診療録に実際の検査結果とは異なる測定値が記載されている例

(3) 頸運動関連検査

① 算定要件を満たさない頸運動関連検査を算定していたので改めること。

ア 診療録にチェックバイト検査の検査結果の記載がない例(返還金事例)

(4) 内視鏡下嚥下機能検査

① 算定要件を満たさない内視鏡下嚥下機能検査を算定していたので改めること。

ア 着色水を嚥下させず、嚥下機能を評価していない例が認められた。

(返還金事例)

7. 画像診断

(1) 歯科エックス線撮影

① 算定要件を満たさない歯科エックス線撮影を算定していたので改めること。(以下ア～オ返還金事例)

ア 診療録に所見の記載がない例*

イ 撮影したフィルムを保存期間(3年)内に紛失している例

ウ 実際には1枚のエックス線フィルムに撮影されているにもかかわらず2枚分を算定していた例

エ 撮影した画像を電子化して保存した磁気媒体を保存期間(3年)内に紛失していた例

オ 治療に必要な部位が撮影されていない例*

② 歯科エックス線撮影において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 診療録の所見の記載が不十分な例

イ 画像が不鮮明な例が認められたので、機器の取扱いを適切に行い鮮明な画像の確保に努めること。*

ウ 撮影したフィルムの整備及び保管状況に不備が認められたので整理・保管に留意すること。

③ 不鮮明な例が認められたので再撮影を行う等鮮明な画像の確保に努めること。

(2) 歯科パノラマ断層撮影

① 診療録に所見の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。*

② 画像が不鮮明な例が認められたので、機器の取扱いを適切に行い鮮明な

画像の確保に努めること。

③ 撮影の目的が必要性に乏しく不明確な例が認められたので必要性を考慮のうえ適切な画像診断を行うこと。

④ 算定要件を満たさない歯科パノラマ断層撮影を算定していたので改めること。

ア 歯科医学的に必要性が認められないものについて算定していた例*(返還金事例)

⑤ 算定要件を満たさない歯科パノラマ断層撮影の診断料を算定していたので改めること。

ア 診療録に所見の記載がない例が認められた。(返還金事例)

(3) 歯科用3次元エックス線断層撮影

① 撮影の目的が歯科医学的な必要性に乏しく不明確な例が認められたので必要性を考慮のうえ適切な画像診断を行うこと。

(4) 画像診断管理加算2

① 算定要件を満たさない写真診断(歯科パノラマ断層撮影)に係る画像診断管理加算2を算定していたので改めること。

ア 病院である保険医療機関に勤務し専ら画像診断を担当する医師が、歯科パノラマ断層撮影の読影及び診断を行い、その結果を文書により当該病院の主治の歯科医師に提供していない例が認められた。(返還金事例)

8. 投薬

(1) 投薬

① 患者の症状によらず傾向的かつ画一的な処方が認められたので改めること。*

② 薬剤の投与にあたっては、患者の症状に応じてその必要性を十分に考慮し投薬内容を検討すること。*

9. リハビリテーション

(1) 歯科口腔リハビリテーション料1

① 算定要件を満たさない歯科口腔リハビリテーション料1の「1有床義歯の場合」を算定していたので改めること。(以下ア～エ返還金事例)

ア 診療録の義歯に係る指導内容の記載が画一的な例

イ 新製有床義歯管理料を算定した日の属する月に、歯科口腔リハビリテーション料1の「1有床義歯の場合」を算定していた例*

ウ 診療録に調整方法及び調整部位の記載がない例

エ 診療録に調整方法、調整部位及び指導内容の要点の記載がない例

② 歯科口腔リハビリテーション料1の「1有床義歯の場合」において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 診療録の調整部位の記載が不十分な例

イ 診療録の調整方法、調整部位及び指導内容の要点の記載に具体性を欠く例

ウ 診療録の調整方法及び調整部位、指導内容の要点の記載が不十分な例

エ 診療録の調整方法及び指導内容の要点の記載が具体性を欠く不十分な例

オ 診療録の指導内容の要点の記載が画一的な例

カ 診療録の指導内容の要点の記載が具体性を欠く例*

(2) 摂食機能療法

① 算定要件を満たさない摂食機能療法を算定していたので改めること。(以下ア、イ返還金事例)

ア 診療録に記載された実施時刻(開始時刻と終了時刻)の記載が実態と異なっており正確性を欠いている例が認められた。

イ 診療計画書が作成されていない例が認められた。

10. 処置

(1) う蝕処置

① 診療録の処置内容の記載に以下の不適切な例が認められたので適切に記載すること。

ア 具体性を欠く例

イ 不十分な例

② 算定要件を満たさないう蝕処置を算定していたので改めること。

ア 診療録に処理内容の記載がない例が認められた。(返還金事例)

(2) 咬合調整

① 算定要件を満たさない咬合調整を算定していたので改めること。(以下ア～エ返還金事例)

ア 診療録に歯冠形態の修正理由及び修正箇所等の記載がない例*

イ 歯内治療又は抜歯手術に伴って行った歯の削合を算定していた例

ウ 1歯以上10歯未満のものを10歯以上で算定していた例

エ 歯冠修復物の除去を誤って咬合調整で算定していた例

② 診療録の歯冠形態の修正理由の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

次回は処置の指摘事項の続きならびに歯周治療の指摘事項について列挙。

 **原稿募集** 医療・社会保障全般、時局での論評や意見、学会報告、書評、趣味、写真など幅広く原稿を募集中! ★原稿等は1面「題字」左の本紙発行元まで各種通信手段で。掲載分については図書カード2千円分を贈呈。